

## ○町田市健康危機管理委員会設置要綱

### 第1 設置

町田市における健康危機に対する管理体制を確保するため、町田市健康危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 定義

この要綱において「健康危機」とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の原因により市民の生命及び健康の安全を脅かす事態をいう。

### 第3 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 健康危機管理計画の内容に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等対策行動計画の医療及び公衆衛生に係る内容に関すること。
- (3) 健康危機の発生の予防に関すること。
- (4) 健康危機の発生時における役割分担及び協力体制の確保並びに健康危機の拡大の防止等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第4 組織

- 1 委員会は、委員9人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

### 第5 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

### 第6 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## 第7 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第8 庶務

委員会の庶務は、保健所保健総務課において処理する。

## 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、2013年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2015年4月1日から施行する。

### 別表（第4関係）

市内の医療機関の代表 1人

一般社団法人町田市医師会の代表 1人

公益社団法人東京都町田市歯科医師会の代表 1人

一般社団法人町田市薬剤師会の代表 1人

公益社団法人東京都獣医師会町田支部の代表 1人

警視庁町田警察署の代表 1人

警視庁南大沢警察署の代表 1人

東京消防庁町田消防署の代表 1人

町田市民病院の代表 1人